

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年6月 16 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600083号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600022号

第1 結論

請求期間のうち、昭和62年4月から同年9月までの期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年4月から平成元年3月まで

請求期間については、国民年金の付加保険料が未納とされているが、前後の付加保険料を納付しているのに、請求期間だけ納付しなかったとは考えにくいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、オンライン記録によると、国民年金保険料を納付し始めた昭和57年5月以降60歳まで、26年間に渡って国民年金保険料を全て納付しており、そのうち、請求期間及び昭和57年5月を除く約24年間については、定額保険料に加え、付加保険料も納付している。

また、請求期間のうち、昭和62年4月から同年9月までの期間については、オンライン記録によると、請求者は、その直前の昭和57年6月から昭和62年3月までの期間の付加保険料を納付していることから、付加保険料を納付していなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、昭和62年4月から同年9月までの期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和62年10月から平成元年3月までの期間については、オンライン記録により、平成2年1月10日及び同年3月26日に定額保険料のみが過年度納付されていることが確認できるところ、請求期間当時、付加保険料については、現年度保険料の納期限を経過すると納付することができないことから、昭和62年10月から平成元年3月までの期間に係る付加保険料については納付していたとは認められない。

そのほか、請求者が、請求期間のうち、昭和62年10月から平成元年3月までの期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、昭和62年10月から平成元年3月までの期間に係る付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501662号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600019号

第1 結論

昭和55年4月から昭和56年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年4月から昭和56年12月まで

私は、昭和57年4月頃に住所変更の手続を行うためA市役所を訪れたところ、同市役所の職員から「年金を納めるのは義務だ。2年遡って納めることが可能だ。」と言われたので、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始することを伝え、2年遡って保険料を納付することも申し出た。

請求期間に係る国民年金保険料については、加入した際に作成された手書きの納付書で、3か月毎に2万円弱を郵便局で納付していた。請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日及び当該記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和59年2月頃に払い出されたと推認でき、請求者の国民年金の加入手続は昭和59年2月頃に行われたと考えられることから、昭和57年4月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しない上、昭和59年2月時点では、請求期間の保険料は時効により納付することができない。

また、戸籍の附票によれば、請求者は、請求期間前から請求期間後の昭和63年2月まで同一市内に居住していることから、上記記号番号とは別の記号番号が払い出されていたとは考え難い上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても当該記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501574号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600020号

第1 結論

平成14年4月から同年9月までの請求期間、平成15年2月及び平成15年4月から平成18年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成14年4月から同年9月まで
② 平成15年2月
③ 平成15年4月から平成18年3月まで

私は会社員として請求期間に勤務していた会社が、私の国民年金保険料を納付していると思っていた。

しかし、日本年金機構から通知が来た際、請求期間の国民年金保険料が未納であることが分かった。提出した給与支給明細書では、国民年金保険料が控除されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料については、自身では納付していないが、当時、勤務していたA社が給与から国民年金保険料を控除し納付していたと思っていたとして、国民年金保険料が控除されていることが確認できる平成16年12月から平成18年1月までの期間の毎月の給与支給明細書を提出している。

しかしながら、請求者が勤務していたA社の請求期間当時の事業主は、請求者に係る国民年金保険料の控除及び納付については不明と回答している。

また、請求期間当時、A社に勤務していた従業員3人の請求期間の国民年金保険料は未納となっていることが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者資格は、平成14年4月30日を取得日として平成18年5月15日に処理されていることがオンライン記録により確認できることから、この頃まで請求期間は未加入期間とされており、請求期間当時に保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501832号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600021号

第1 結論

昭和57年6月から昭和62年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年6月から昭和60年12月まで
② 昭和61年1月から昭和62年12月まで

私がA国に留学中、私の父が、昭和59年5月頃に学生も20歳から国民年金に加入できることを知り、B市の出張所で私の国民年金の加入手続をし、昭和59年6月以降の国民年金保険料を毎月納付してくれていたが、その後、父は、2年遡って保険料を納付できることを知り、昭和57年6月から昭和59年5月までの国民年金保険料2年分を一括納付した。

また、昭和60年12月にB市からC市に引っ越し、父がC市役所の出張所で転入届と私の国民年金の手続をした時に、新しい年金番号が記載された年金手帳を交付され、父はC市でも毎月、私の保険料を納付していた。

当時交付されたB市とC市の年金手帳はないが、父が請求期間の私の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求者及び当該記号番号前後の第3号被保険者に係る資格処理日から、請求者及び請求者の父が昭和60年12月に住民登録したC市において平成2年2月頃に払い出されたと推認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、別の記号番号を確認することはできないことから、請求者の国民年金の加入手続は、平成2年2月頃にC市で行われたと考えられ、請求者の父が昭和59年5月頃にB市で請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする主張と符合しない。

また、請求者の国民年金の加入手続が行われたと考えられる平成2年2月頃の時点では、時効により請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者及び請求者の父が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。